令和８年 11 月
国土交通省住宅局

家賃債務保証業者登録規程の一部を改正する告示案について

１．背景

○　家賃債務保証業者については、家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号。以下「登録規程」という。）に基づき、家賃債務保証業を適正に行うことができる者として登録を受けているところ。登録規程第６条第１項第 13 号においては、家賃債務保証業者を登録しない場合の基準として「純資産額が一千万円に満たない者」を規定しているところ。

○　令和３年４月から適用が開始されている企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準委員会公表）により、既に登録を受けている家賃債務保証業者が、上場や上場企業を親会社とするグループへの参画を契機として会計基準を変更することにより、業務の実施に影響がない場合にも登録規程第６条第１項第 13 号に規定する基準を満たさなくなる可能性があることから、当該基準等について所要の改正を行うこととする。

２．概要

○　登録規程第６条第１項第 13 号に規定する基準を改正し、「賃借人及び賃貸人の利益を損なうおそれがないものとして国土交通大臣が認める者」については、当該規定の適用対象から除外することとする。

○　あわせて、登録規程第４条第２項及び第７条第２項を改正し、賃借人及び賃貸人の利益を損なうおそれがないものかどうかを確認するための書類を登録申請書の添付書類に追加することとする。

３．今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和８年 12 月 28 日（月）